

## 指名業者等選定委員会規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という）の入札及び契約等に関する指名業者等の選定に関し公正を期するため、運営委員会指名業者等選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、選定委員会の運営を適正に行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 1件の予定価格200万円以上の業務委託、物品の買入れ、その他の契約に係る指名業者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (2) 1件の予定価格300万円以上の工事請負契約に係る指名業者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (3) 前号のほか、運営委員会の運営委員長が必要と認めた契約に係る指名業者の適格性の判定及び選定に関すること。

### (組織)

第3条 選定委員会は、選定委員会委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 全日本ろうあ連盟副理事長

委員 運営委員会委員長

選定委員会委員長が特に指名する職員

- 2 選定委員以下委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

### (委員長の職務及び代理)

第4条 選定委員会委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 選定委員会委員長に事故があるときは、選定委員会委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 選定委員会は、必要のつど、選定委員会委員長が招集する。

### (定足数)

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

第6条 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず、委員長が認める場合で、委員長及び副委員長を含む全委員の過半数が書面（電磁的記録も含む。以下同じ。）により賛成の意思表示をしたときは、その時点で可決の議決がされたものとみなすことができる。なお、事後において全委員の賛否を確認するものとする。

(選定基準)

第7条 委員会において指名業者を選定する場合は、指名業者選定基準に基づいて選定する。

(指名業者の選定)

第8条 指名業者の選定数は、業者選定基準別表1に定める契約区分及び予定価格に応じた指名業者数を選定する。

(庶務)

第9条 選定委員会の事務は、運営委員会事務局で処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

- 2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

- 1 本規程は2023（令和5）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2023（令和5）年6月1日に改正する。